

令和2年度版 消費税法能力検定試験 過去問題集

「消費税法能力検定試験 1級 過去問題集」に下記の誤りがございました。
 確認作業が不十分でございました。訂正してお詫び申し上げます。

令和2年12月30日現在

頁	行	誤	正
150	5	<p><u>第96回 解説 (第2問)</u></p> <p>(3) 全額控除方式(課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上)が適用される場合の「調整税額」の求め方</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>①課税仕入れ等に係る特定収入に係る税額</p> $\boxed{\text{「課税仕入れ等に係る特定収入の合計額」}} \times \frac{6.3}{108}$	<p><u>第96回 解説 (第2問)</u></p> <p>(3) 全額控除方式(課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上)が適用される場合の「調整税額」の求め方</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>①課税仕入れ等に係る特定収入に係る税額</p> $\boxed{\text{「課税仕入れ等に係る特定収入の合計額」}} \times \frac{7.8}{110}$
165	-	<p><u>第98回 標準解答</u></p> <p><u>(第3問 II. 控除税額の計算)</u></p> <p>【区分: 1. 課税売上割合 < 計算過程 >】</p> <p>(4) 判定</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>課税売上割合 $\boxed{0.8448\dots} < \boxed{95\%}$</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>	<p><u>第98回 標準解答</u></p> <p><u>(第3問 II. 控除税額の計算)</u></p> <p>【区分: 1. 課税売上割合 < 計算過程 >】</p> <p>(4) 判定</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>課税売上割合 $\boxed{0.8425\dots} < \boxed{95\%}$</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>

199	(題名除く) (空行除く) 2~11	<p>第101回 解説 (第1問 1. 及び 2.)</p> <p>1. 仕入れに係る消費税額の控除の適用要件 (消法 30⑦)</p> <p>仕入れに係る消費税額の控除の規定は、原則として、事業者がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しなければ適用されない。</p> <p>2. 相続があった場合の納税義務の免除の特例 (消法 10①)</p> <p>その年において相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である相続人 (課税事業者選択届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。) が、その年の基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える被相続人の事業を承継したときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年 12 月 31 日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、小規模事業者に係る納税義務の免除の規定は適用しない。</p>	<p>第101回 解説 (第1問 1. 及び 2.)</p> <p>1. 相続があった場合の納税義務の免除の特例 (消法 10①)</p> <p>その年において相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である相続人 (課税事業者選択届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。) が、その年の基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える被相続人の事業を承継したときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年 12 月 31 日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、小規模事業者に係る納税義務の免除の規定は適用しない。</p> <p>2. 還付を受けるための申告 (消法 46①)</p> <p><u>課税事業者は、その課税期間分の消費税につき控除税額の控除不足額又は中間納付額の控除不足額がある場合には、確定申告書の提出義務がない場合においても、消費税の還付を受けるための申告書を提出することができる。</u></p>
200	-	<p>第101回 解説 (第2問)</p> <p>(3) 課税売上割合が 95%以上の場合の「調整税額」の求め方</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>①課税仕入れ等に係る特定収入に係る税額</p> <p style="text-align: right;">「課税仕入れ等に係る特定収入の合計額」 × $\frac{6.3}{108}$</p>	<p>第101回 解説 (第2問)</p> <p>(3) 課税売上割合が 95%以上の場合の「調整税額」の求め方</p> <p style="text-align: center;">⋮</p> <p>①課税仕入れ等に係る特定収入に係る税額</p> <p style="text-align: right;">「課税仕入れ等に係る特定収入の合計額」 × $\frac{7.8}{110}$</p>